

## 指定活用団体の公募に関するQ & A (平成30年7月11日)

1 指定活用団体の指定申請を行うことを考えております。国内外で活動しており海外出張の予定がありますが、指定活用団体の指定申請後の審査のスケジュールは、どのようになっているのでしょうか。

(平成30年6月27日)

2 公募要領には「中期的」と「当初」、基本方針には「当分の間」という用語が入っています。

公募要領には(6)業務実施計画(様式自由) ※本計画は、基本方針等を踏まえた上で、5年間の中期的な計画(計画期間は2019年度～2023年度)を提案するもの、となっており、「公募要領の説明について」でも、「業務実施計画の計画期間を5年間であると明確にした」と書いてあります。

したがって中期的とは5年間のことと理解しておりますが、他方で、「当初の指定活用団体による助成額は、(中略)、20～40億円程度を目途とします」となっています。また公募要領には貸付けのことも出てきます。さらに、基本方針では「指定活用団体が行う資金提供は、当分の間は、資金分配団体への助成のみとする」とあります。さらに履歴書の別紙には、貸付けの経験や能力の記載欄がありません。

そこで質問です。上記を総合すると、中期的な計画とは、5年間のうちの「2年ないし3年の中期的な計画」という解釈も可能となります。

(1) 「中期的」、「当初」、「当分の間」の関係を明確にしていただけませんか。

(2) 「中期的計画」とは5年間の計画の意味か、5年間のうちの中期的な計画の意味か明確にしてください。

(3) 業務実施計画は20から40億円時代のものだけでよいのか、700億円に到達させるための計画を求めているのか明確にしてください。

(平成30年7月5日)

3 公募要領P11において(13)前事業年度における貸借対照表、損益計算書及び財産目録並びに当事業年度における収支予算書(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)とあります。

ここのカッコ内の読み方の確認です。

前事業年度における貸借対照表、損益計算書及び財産目録並びに当事業年度における収支予算書

申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録

以上のように読めます。新規設立法人は収支予算書も必要なく、設立時の財産目録だけでよろしいと理解してかまいませんか。

(平成 30 年 7 月 5 日)

※指定活用団体の公募に関する最新の情報は、「指定活用団体の公募について」のホームページを御参照ください。

<内閣府指定活用団体指定担当室>

URL : [http://www5.cao.go.jp/kyumin\\_yokin/shitei/shitei\\_index.html](http://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/shitei/shitei_index.html)

1 指定活用団体の指定申請を行うことを考えております。国内外で活動しており海外出張の予定がありますが、指定活用団体の指定申請後の審査のスケジュールは、どのようになっているのでしょうか。

(平成 30 年 6 月 27 日)

A. 指定活用団体の指定申請後の審査スケジュールは、2018 年秋頃以降に休眠預金等活用審議会における審議等を行い、2018 年内に指定活用団体を指定する予定です（「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく指定活用団体の公募要領 P12 6. その他（1）スケジュール参照）。

それ以上の具体的なスケジュールについては、まだ決まっておりません。

また、審査期間中に必要に応じて、現地調査の実施や追加資料の提出等を求める場合がありますので、ご注意ください（「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく指定活用団体の公募要領 P11 5. 申請書類の審査及び結果の通知について（1）審査方法参照）。

2 公募要領には「中期的」と「当初」、基本方針には「当分の間」という用語が入っています。

公募要領には(6)業務実施計画（様式自由）※本計画は、基本方針等を踏まえた上で、5年間の中期的な計画（計画期間は2019年度～2023年度）を提案するもの、となっており、「公募要領の説明について」でも、「業務実施計画の計画期間を5年間であると明確にした」と書いてあります。

したがって中期的とは5年間のことと理解しておりますが、他方で、「当初の指定活用団体による助成額は、(中略)、20～40億円程度を目途とします」となっています。また公募要領には貸付けのことも出てきます。さらに、基本方針では「指定活用団体が行う資金提供は、当分の間は、資金分配団体への助成のみとする」とあります。さらに履歴書の別紙には、貸付けの経験や能力の記載欄がありません。

そこで質問です。上記を総合すると、中期的な計画とは、5年間のうちの「2年ないし3年の中期的な計画」という解釈も可能となります。

(1)「中期的」、「当初」、「当分の間」の関係を明確にしていただけませんか。

(2)「中期的計画」とは5年間の計画の意味か、5年間のうちの中期的な計画の意味か明確にしてください。

(3)業務実施計画は20から40億円時代のものだけでよいのか、700億円に到達させるための計画を求めているのか明確にしてください。

(平成30年7月5日)

A.

質問項目が一部重複している箇所もあるため、以下のように整理して回答させていただきます。

■ (1)の「中期的」と(2)の「中期的計画」について

「公募要領(P9)」に記載しているように、業務実施計画については、「5年間の「中期的」な実施計画」として作成して下さい。計画期間は、2019年度～2023年度となります。したがって、「中期的計画」とは、5年間の計画の意味となります。

■ (1)の「当初」について

「基本方針(P1)」では、「本制度は我が国では前例のない、いわゆる「社会実験」である。民間公益活動を行う団体及びそれに対する支援能力を有する組織や人材が乏しいなど民間公益活動全体が未だ発展途上にある現状の下で、指定活用団体や資金分配団体自身も試行錯誤しながら本制度を開始せざるを得ないことを踏まえれば、制度開始時においては、社会の諸課題の

解決に結びつく具体的事例の創出を優先させ、民間公益活動の進捗状況に応じて、段階的に規模を拡大させることが適当である。」と規定しています。

これを踏まえて、「公募要領」(P12)では、「当初の指定活用団体による助成額は、真に社会の諸課題の解決に成果を出すと見込まれる事業を厳選することを前提に、法案検討時の議論も踏まえ、20～40億円程度を目途とします。」と記載したところです。

したがって、真に社会の諸課題の解決に成果を出すと見込まれる事業を厳選している期間については、指定活用団体に対する助成額は、20～40億円程度と理解して下さい。この期間が、どの程度になるのかは、指定申請団体がどのような内容の事業計画を想定しているかにより、異なってくるかと思えます。なお、実際に指定活用団体に交付される額については、毎年度策定される「基本計画」に即して、指定活用団体が作成する事業計画及び収支予算の内閣総理大臣の認可をもって確定することになります。

#### ■ (1) の「当分の間」と(3)の業務実施計画について

「基本方針(P15)」では、「指定活用団体は、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体に対し貸付けを行うことは、法上は可能であるが、民間公益活動全体の現状及び指定活用団体や資金分配団体自身も試行錯誤しながら本制度を開始せざるを得ないことを踏まえ、指定活用団体が行う資金提供は、「当分の間」は、資金分配団体への助成のみとする。これをもって資金分配団体が民間公益活動を行う団体に対して助成、貸付け又は出資を実施することにより、資金分配団体等を育成しつつ本制度を確立させることを優先すべきである。」と規定しています。したがって、この「当分の間」は、債権管理等を伴う貸付けは行わないものと規定しています。

「当分の間」が、具体的にどの程度の期間になるのか(例えば、数年なのか、5年を超えるのか)については、「基本方針」に規定してあるように、本制度開始後に、指定活用団体が行う民間公益活動促進業務の進捗状況を踏まえて、今後判断することになりますので、現時点において具体的な期間を示すことはできません。

「業務実施計画」の作成にあたっては、貴団体が、現時点において、どのような業務をどのようなペースで実施する予定であるかについて、貴団体の将来ビジョン・今後の見通しを踏まえて、必要となる交付金額を記載していただければと存じます。その際、毎年度発生する休眠預金等を全てその当該年度で使い切るという金額ありきの従来の発想ではなく、基本方針の内容を踏まえたものとなるようにしてください。

3 公募要領P11において(13)前事業年度における貸借対照表、損益計算書及び財産目録並びに当事業年度における収支予算書（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）とあります。ここのカッコ内の読み方の確認です。

前事業年度における貸借対照表、損益計算書及び財産目録並びに当事業年度における収支予算書

申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録

以上のように読めます。新規設立法人は収支予算書も必要なく、設立時の財産目録だけでよろしいと理解してかまいませんか。

（平成30年7月5日）

- A. 申請の日の属する事業年度に設立された法人については、その設立時における財産目録のみを提出することが求められます。ただし、公募要領P11「⑱その他参考となる事項を記載した書類」として、財産目録以外の資料を提出することができます。

なお、上記に関連して、公募要領P9「⑥業務実施計画 ロ 組織運営計画」において「5年間の組織運営体制等、業務内容、業務運営コスト

（人件費、事務所費及びその他団体の運営に必要な一般管理費）の見込額及びその根拠等について記載」及び「⑦準備行為実施計画」において「指定申請時において運用開始に向けた準備行為の内容、準備に要する費用の見込額及びその根拠を明示した書類を提出」することを求めていますので、これらを総合的に勘案して、新規に設立された指定申請団体の今後の財務の見通し等につき確認することとなります。